

今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会中間報告書（概要）

平成18年12月 厚生労働省医政局歯科保健課

はじめに

患者の選択の尊重や保健医療に求められる水準の高まりを背景として、国民の要求に十分応えうる歯科医師の資質向上が大きな課題である。本検討会は、本年8月末に文部科学・厚生労働両大臣による歯科医師の養成に関する確認書が示されたこと等に鑑み、新規参入歯科医師を対象とした資質向上のための考え方等を中心に検討し、中間報告としてとりまとめた。

第1 今後の歯科保健医療について

1 歯科保健の現状と方向性

歯科保健に対する関心の高まりや、歯科医師等による歯科疾患の予防と歯の保存治療への取り組みによる成果により、8020達成者の増加等、国民の歯の健康状態は向上している。一方、疾病予防・健康増進サービスの施策は変革期を迎え、歯科保健対策も、それに歩調を合わせた見直しが必要となっている。

今後の歯科保健対策は、健康日本21に示された歯の健康に関する指標のさらなる改善を目標として、都道府県および市町村における健康増進計画等の策定や評価・見直しを確実にしながら進めていく必要がある。

歯科保健対策は、セルフケアとプロフェッショナルケアを基本に、行政や医療保険者、学校、事業所などの取り組み等が相乗されて成果をあげるものである。地域における活動は、住民各層が主体的参画者として健康目標の実現に取り組めるよう事業を展開するとともに、十分な情報の提供と科学的根拠に基づく効果的な事業の展開が併せて求められる。

なお、8020運動推進特別事業は、国民の歯科保健の向上に大きく寄与していると考えられ、今後も都道府県における歯科保健の中核的役割を担うべきものである。

また、社団法人たる歯科医師会等の公益事業としての歯科保健医療活動の推進や、食育、育児支援、生活習慣病予防、介護予防等の活動と連携した形での事業展開が期待される。

8020運動は、国民各層に知られているが、これに加えて、「咬合・咀嚼が創る心身の健康」等、歯・口腔の機能に着目した新しいスローガンが必要である。

2 口腔の健康と全身の健康の関係

高齢者への口腔ケアが誤嚥性肺炎の予防になることや、歯周病が妊婦に及ぼす影響、歯周病と糖尿病や循環器疾患との関係等、口腔と全身との相互の関係について研究が進められているが、歯科以外の保健医療福祉関係者の認知が必ずしも十分ではなく、歯科関係者と他の保健医療福祉関係者が連携した研究を推進していく必要がある。

3 今後の歯科保健医療の予測

良質で効率的な医療の提供には、科学的根拠に基づく医療を実践することが重要である。現在進められている厚生労働科学研究の成果等も踏まえつつ、歯科医療における診療ガイドラインの在り方の検討とその普及を図っていく必要がある。

第2 歯科医師の資質向上等

1 歯科医師の資質向上

大学歯学部に入学者の学生の資質の低下が指摘されている。高い水準を兼ね備えた歯科医師を養成・確保するため、歯学部に入学者及び在学中の学生について、特に重視すべき資質は、コミュニケーション能力を有すること、歯学部入学時に一定の学力を有すること、社会人および医療人として信頼されること、安全で適切な歯科医療を行うための基本的資

質を有することである。

卒前の臨床実習は、基本的技術の実習時間が減少傾向にあり、臨床研修必修化は、卒直後の歯科医師の資質向上に寄与するものと期待され、今後、臨床研修の充実方策等について検討が必要である。また、共用試験、国家試験出題基準及び臨床研修等を一体的に見据えた見直しを行っていくことが必要である。

生涯研修については、各種映像記録媒体やインターネットによる研修が推進されると予想され、日本歯科医師会では研修受講者数の増加や研修修了者等をホームページで公開し、国民への情報提供と研修事業の充実に努めている。

医療従事者の資質向上は、国民が強く望むものであり、すべての歯科医師が倫理、知識及び技能について、積極的に継続して研修を行うことが必要であり、また、その結果の評価も求められている。

2 歯科医師の需給

歯科医師の新規参入は、昭和61年の検討会報告書の後、入学定員の20%削減が実現され、平成10年度の検討会において、さらに10%程度の新規参入歯科医師数の削減が提言されるが1.7%の削減にとどまっている。本年8月の両大臣による確認書を受け歯科医師の需給について次のように考える。

歯科診療所の患者数は、全体としては横ばいの傾向にある。歯科医師数は毎年平均1,500人程度のペースで増加しており、歯科医師1人当たりの患者数が減少し、歯科医師の過剰感がますます強くなっていくと考えられる。

歯科医師の過剰は、歯科医師の専門職としての魅力の低下と歯学部入学者の質の低下を招くことになる。また、勤務医として長期間従事することは一般的に困難であり、技術的に未熟な歯科医師が開業するといった問題も生じることとなる。その結果、患者が期待する歯科医療の水準と提供される歯科医療との水準が乖離し患者の満足度が低下することとなる。

(今後の方針)

現時点で歯科医師数の伸びをゼロとし、新規参入歯科医師の9割が稼働すると仮定すると、新規参入歯科医師数を約1,200人程度とする必要がある。これは、平成18年度の歯学部の募集人員2,667人、平成18年の国家試験合格者数2,673人の45%に相当する。

本検討会では以下の方法を組み合わせて、新規参入歯科医師数の削減を図ることが必要であると考ええる。

①18歳人口の減少も考慮して、今後の入学定員(募集人員)の削減について、積極的な対応が図られるべきである。少なくとも、平成10年度の検討会提言の削減数の早期実現に向けて、各大学の自主的かつ前向きな取り組みが大いに期待されることである。

②歯科医師国家試験については、平成19年度が4年ごとの制度改善検討の年度であるが、この検討を早急に開始し、資質向上の観点から合格基準の引き上げや出題内容等について幅広く検討を行うべきである。

おわりに

本中間報告をもとに、関係者により、さらなる検討が進められ、質の高い歯科医師が養成・確保されるような対策が迅速に取られることを希望する。また、国民に対して口腔の健康管理の重要性を普及していく活動を推進し、歯科医師の地域偏在、国際協力、再生医療等の新たな歯科医療技術の研究への参入を支援する取組みを検討していく必要がある。